

フランスの最低賃金制度の概要と最近の動向

奥田 香子

(近畿大学法科大学院)

はじめに

本稿は、フランスの法定最低賃金制度の概要と運用状況を整理した上で、同制度に関する最近の立法動向および分析の紹介を通じてその現状と課題を示すものである。なお、フランスの最低賃金に関するシステムとしては、法定最低賃金の他に労働協約による最低賃金設定が存在するが、本稿では紙幅の関係から検討の対象としていない¹。

1 法定最低賃金制度の概要

(1) フランスにおける法定最低賃金の現行制度は、労働法典により規定された、全国一律の全職域成長最低賃金=SMIC (Salaire minimum interprofessionnel de croissance) である。フランスの法定最低賃金制度は、1950年2月11日法により全職域最低保障賃金=SMIG (Salaire minimum interprofessionnel garanti) として創設されたが、1970年1月2日法によってSMICに改定のうえ引き継がれてきた。

SMICは時間当たり賃金を基本とするが、同時に、最低月額報酬にも換算されており、法定週労働時間(35時間)以上の長さの労働契約で雇用されている労働者の報酬は最低月額報酬を下回ってはならない。

なお、1970年1月2日法によりSMIGを廃止し

てSMICが創設された際、いわゆる最低保障基準額=MG (minimum garanti) が別に設けられており、現物給付の評価基準などにおいて最低保障基準額として用いられている。

(2) SMICは、民間部門の18歳以上のすべての労働者に適用される(労働法典L.3231-1条)。なお、以下の条文で特に法律名を明記しないものはすべて労働法典である)。ただし、労働時制を管理できない労働者(外交商業代理人など)は適用除外とされている。また、減額措置として、見習契約(contrat d'apprentissage)の労働者および若年者雇用対策としての職業化契約(contrat de professionnalisation)の若年労働者はその年齢と契約年数に応じた減額が、18歳未満の労働者で当該部門での職歴が6ヶ月未満の者は年齢に応じた減額(17歳から18歳の場合は10%、17歳未満の場合は20%)が可能である。

(3) SMICは、報酬が最も低い労働者に「購買力の保障」と「経済発展への参加」を確保することを目的としており(L.3231-2条)、それに応じた改定方法が定められている。

まず、「購買力の保障」を確保するために、SMICは消費者物価全国指数にスライドさせる方法で改定される(L.3231-4条)。すなわち、消費者物価全国指数が前回改定時から2%以

上上昇した場合、指数発表の翌月1日から同率で引き上げられる（L.3231-5条）。

つぎに、「経済発展への参加」を確保するために、SMICは毎年定期的に改定される（L.3231-6条）。この年次改定の時期は従来7月1日であったが、後述するように、2008年12月3日法によって2010年から1月1日に変更された。

年次改定によるSMICの額は、経済状況等を考慮して政府が団体交渉全国委員会（政労使三者構成の協議機関）に諮問し、その答申を受けた後に政令により定めることとされている。ただし、SMICの購買力上昇率が、労働省の統計調査で示された平均時間賃金の購買力上昇率の2分の1を下回ってはならない（L.3231-8条）。また、年次改定は、経済状況や所得の上昇とSMICの増額との間のゆがみを取り除くことを目指すこととされている（L.3231-9条）。

なお、年次改定の手続きに関しては、後述するように、2008年12月3日法により、同法に基づいて創設された専門家グループ²が毎年SMIC改定について意見を述べるなどの関与を行う方法が新たに導入されている。

政府は、このほかに、年次改定時あるいは年度途中でも、SMICの額を政令により改定することができる（L.3231-10条）。

(4) 使用者がSMICを下回る賃金を支払う場合、刑事制裁として罰金が予定されている（R.3233-1条）ほか、労働者はSMICとの差額分を請求することができる。

SMICが遵守されているか否かの判断について考慮される賃金は、実労働時間に対応する賃金であり、労働法典では、現物給付や賃金補完的性格を持つ諸手当はそれに含まれるが、費用の償還、法定の時間外労働手当、交通費は含まれないとされている（D.3231-6条）。もっとも、この点については従来から解釈上の

問題があり、とりわけ賃金に付加されるさまざまな手当についての判断が破毀院判例によって示されている³。

2 SMICの改定および適用の状況

フランス労働省のHPによると、2012年1月1日改定によるSMICの額は、時間額で税込9.22ユーロ（1ユーロ=105円で換算すると約968円）、月あたり（月151.67時間で）税込1,398.37ユーロ（同約146,828円）で、2011年12月1日に行われた改定（2011年12月1日以降9.19ユーロ）と合わせると、1年で2.4%、時間額で9ユーロから9.22ユーロへの増額になったと発表されている⁴。

SMIC改定の効果が及ぶSMICレベルの報酬の労働者（以下、SMIC労働者とする）の割合は、2011年1月1日の改定に関する労働省の調査⁵によると、民間部門企業の労働者（見習い、派遣労働者を除く）の10.6%（約160万人）であり、2009年7月1日の10.6%、2010年1月1日の9.8%と横ばい状態になっている。

SMIC労働者の比率を職業部門との関係からみると、たとえば2010年から2011年の間の比率の増加分は主に商業関係の職業部門に集中しており、いずれの年においても、ホテル・レストラン・旅行業部門での比率が最も高く、当該部門の労働者の3分の1以上となっている。

また、雇用・就業形態との関係では、フルタイム労働者の場合はSMIC労働者の比率が7%であるのに対してパートタイム労働者については25%と高くなっている。さらに、小規模企業において比率がより高く、たとえば500人以上の企業では4%であるのに対し、1～9人の企業では24%となっている。

3 SMICをめぐる最近の動向

フランスの法定最低賃金はEU諸国の間でも高い水準にある⁶。また、SMICの裁量的な上

乗せ分の改定は経済状況や時の政治的判断に強く影響されてきたとも言われている。たとえば、2003年から2005年の間には、週35時間労働制の適用によって複雑化していた最低賃金レベルを再統合するための大幅な引き上げが行われた。他方、2007年以降は、高水準のSMICが若年者雇用に悪影響を及ぼすなどの理由から、制度の存在自体に対する批判も見られるようになり、上乘せ分の改定は見送られてきた。

そして、経済状況や失業率が目に見えて改善しない中で、SMICが主要な政治課題にもなり、とくに2000年代後半から具体的な検討がなされてきた⁷。それを受けて、2008年12月3日法により、SMIC改定に関するシステムに次のような新たな要素が取り入れられることとなった。

第1に、SMIC改定の適正水準に関する客観的かつ独立した意見を政府と労使に示すために、専門家グループが設置されたことである。専門家グループは、労働市場の発展、生産性の向上、付加価値の分配、企業競争力、比較可能な諸外国における最低賃金の上昇を分析した上で意見を述べる事が求められている。具体的手続としては、同法の第24条(I)により、①専門家グループが毎年SMICの改定について意見を述べる事、②その際に専門家グループが作成する報告書が団体交渉全国委員会と政府に提出され、公表される事、③政府は、毎年のSMICの決定に先立ち、国家の財政分析および一般的経済状況に関する報告を団体交渉全国委員会に提出すること、④政府が提出した③の報告書と専門家グループが作成した②の報告書とに開きがある場合、政府は団体交渉全国委員会にその理由を書面で述べる事、が定められた。

第2に、SMICの年次改定の時期が7月1日から1月1日に変更されたことである（第24条

(II)）。この変更の理由は、労使が各産業部門で最適な協約最低賃金について交渉するため、さらには各企業で賃金引き上げを交渉するため、作業を容易にすることにあった。協約賃金に関する義務的年次交渉は年初めに行われることが多いため、SMICがその前に決定されることにより、状況を明らかにして協約最低賃金表の作成を容易にすることが可能になるとされている⁸。実際のところ、産業部門別労働協約の半数はSMICを下回る最低賃金額を定めているとも言われており（この場合でも、使用者は当然のことながらSMICの額を支払わなければならないが）、そうした事情も背景にあったようである。

4 SMICと低所得者対策

(1) フランスの低所得者対策としては、1988年に参入最低所得=RMI (Revenu minimum d'insertion) が創設されていたが、いわゆるワークフェア政策の一面を持つRMIは、就労による収入分が手当の減少につながることから必ずしも就労意欲の促進につながらないとの問題も指摘されていた。2007年総選挙後の政府は、積極的連帯所得=RSA (Revenu de solidarité active) を実験的に導入し、さらに2009年6月1日からこれを一般化した（これにより、RSAがRMIなど既存の制度にとって代わった⁹）。RSAは原則として25歳以上の低所得者あるいは扶養する子を有する者を支給対象とし、最も貧困な者に所得を保障すると同時に、就労に復帰した場合でも低所得の改善を図ることにより、雇用の促進と所得の増加を目指す制度と位置づけられている。

(2) 前掲の専門家グループは、2009年の報告書¹⁰で、低所得者対策との関係から見たSMICのあり方について、以下のようなOECDの分析に着目している。

第1に、雇用が貧困リスクを減少させるとし

ても（たとえばフランスでは失業世帯の貧困率が世帯員の1人以上が働いている世帯の4.5倍高い）、ワーキングプアの存在を考慮すると、雇用は、貧困からの保護ひいては適切なレベルの生活を得ることと必ずしもイコールではないことである。

第2に、時間給（の低さ）はワーキングプアの主たる決定要素ではなく、ワーキングプアのリスクは、パートタイム労働や年間の就労期間が短いことに関連することが多く（とくにフランスではフルタイム雇用に従事する貧困世帯の成人が、ヨーロッパの平均20%に対して10%）、また家族構成にも関係していることである。

第3に、最低賃金はそれのみでは貧困対策の中心的手段たりえず、低賃金労働者の所得を補完することを目的とした雇用に関する給付（フランスの場合、前述のRSAなど）が最低賃金よりも貧困対策にはより有益であるとされている。なぜなら、給付と就労を結びつけることで低賃金労働者に雇用を提供しつつ、低所得の家族に重点的に資源を再配分しうるからである。

これらの分析をもとに、同報告書は、社会保障負担の軽減等の賃金コスト抑制策と、RSA等の貧困家庭所得支援策とに接続させた、SMICの慎重な運営を求めている。

こうした意見は、比較的レベルの高いフランスの法定最低賃金の伸びを抑制する側面もあると思われるが、今後の効果についてはその推移に注目してみたい。

- 1 フランスを含めたEUの賃金決定に関する最近の文献として、鈴木宏昌「EU主要国における団体交渉と賃金決定——制度の持続性と変化」日本労働研究雑誌611号（2011年）14頁以下。
- 2 専門家グループの構成や運営方法は政令により決定される。
- 3 Jean Pélissier, Gilles Auzero et Emmanuel Dockès, Droit du travail, 26^e éd., Précis Dalloz 2012, p.900.
- 4 <http://www.travail-emploi-sante.gouv.fr/espaces,770/travail,771/dossiers,156/remuneration,386/le-smic,540/smic-et-minimum-garanti-au-1er,14406.html>. また、最低保障基準額（=MG）は、3.43ユーロから3.44ユーロに引き上げられている。
- 5 Dares Analyses n° 074, septembre 2011.
- 6 平均賃金の50%前後で推移しているが、一方で、SMIC周辺の賃金については社会保障負担が軽減されることなどから、必ずしも労働コスト自体の重さに直結するわけではないことも指摘されている。
- 7 2008年12月3日法に先だって行われた議論状況については、労働政策研究・研修機構『欧米諸国における最低賃金制度（JILPT資料シリーズNo.50）』（2008年）46～47頁〔高津洋平執筆部分〕を参照。
- 8 J. Pélissier et autres, op.cit., pp.902-903.
- 9 J. Pélissier et autres, op.cit., p.191. Patrick Morvan, La loi généralisant le RSA, Dr.soc. 2009, pp.185 et s.
- 10 http://www.travail-emploi-sante.gouv.fr/IMG/pdf/SMIC_rapport_groupe_experts_final_decembre_2009.pdf